

# EU の一般特惠関税（GSP）改革案

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

欧州委員会は2011年5月、EUの一般特惠関税（GSP）制度の改革案を発表した。現行の制度は2013年末までとなっているため、2014年から適用されるGSPについて議論する必要がある。欧州委員会の提案では、新興国を対象から外し、対象国を大幅に絞ることで、より特惠の必要な国々に特惠を与えるという方針を打ち出している。本稿は、ブリュッセルのメイヤー・ブラウン法律事務所に委託して実施（2012年1月）した調査報告書を仮訳したものである。

## 目次

1. EUの一般特惠関税（GSP）制度の概要 ..... 2
2. 提案の状況と次の段階 ..... 7

### 【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 1. EU の一般特惠関税 (GSP) 制度の概要

GSP とは、開発途上国原産の物品のうち、一定の GSP 原産地規則<sup>1</sup>を満たす物品の輸入に対して EU が特定の貿易特惠 (輸入税の免除または軽減) を一方的に与えるメカニズムである。これに該当する開発途上国は、GSP 受益国と呼ばれる。GSP はこの 40 年間実施されており、定期的に見直しと更新が行われている。

GSP の目的は 40 年前から今日にいたるまで、貿易の増進を通じて開発途上国の経済発展に寄与することである。しかし長年の間に、あくまでも経済発展の道具だったものが、特に GSP プラスを通じて持続可能な開発とグッドガバナンス (良き統治) を推進する手段へと変化を遂げている。なお、GSP プラスとは、労働、環境、人権の分野でいくつもの国際条約の実施を約束する国が、特別の貿易特惠に与えられる制度である。

現行の GSP は遅くとも 2013 年 12 月 31 日には終了することになっているため、再検討が行われた。その結果、欧州委員会は 2011 年 5 月 10 日に、「一般特惠関税制度を適用する欧州議会および理事会の規則案」<sup>2</sup>を公表した。この規則案は現在理事会と欧州議会によって検討されている。

規則案の主な特徴は以下の通り。

### A. 提案されている改革の要約

要約すれば規則案は次のような内容を述べている。

- GSP の利益をより少数の国々に集中させる。実際、受益国の数は半数以上減らすことができると考えられる。
- 製品の対象範囲は変更しない。
- GSP プラスを強化する (恩恵を受けられる国を増やすことも含む)。
- 受益国の数を減らし、残った後発開発途上国 (LDC) の競争力を高めることによって、LDC に対する貿易特惠の効果を強化する。
- 予見可能性、透明性、安定性を高める。

### B. 製品範囲に変更なし

製品範囲 (GSP 特惠による恩恵を受けられる製品) はこれまでと変わらない。GSP の受益資格のある製品は、規則の付属書にリストアップされている。このリストには、製品に関する「センシティブ」(軽減関税率を適用) と「非センシティブ」(関税率 0%) の分類も示されている。

もともと、GSP 製品を大きく分類する「部」(Section) の数は増えている。これらの部は、商品の名称および分類に関する統一システム (HS) 分類における 21 の製品セクショ

---

<sup>1</sup> ユーロトレンド 2012 年 4 月号「GSP 原産地規則ガイド」を参照。

<sup>2</sup> [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/may/tradoc\\_147893.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/may/tradoc_147893.pdf)

ンと一致させて利用されているが（第 16 部は機械類および電気機器、第 6 部は化学および類似工業の生産品など）、GSP の場合、部の数が 21 から 32 に増えており、従っていわゆる「GSP セクション」は増えている。例えば、HS の第 12 部は第 64 類～67 類（Chapter）から成り、履物、帽子、傘などが対象となっているが、新たな GSP 分類では 12 部がさらに二つの部分に細分され、1 部が履物のみ（第 12a 部）、もう一部がそれ以外（第 12b 部）となる。同様に第 6 部は 6a（第 28～30 類）と 6b（第 31～38 類）に分割される。第 16 部はそのまま残る。

セクション（部）を増やす理由は、卒業（特定の製品を GSP 特恵から適用除外すること）が製品のセクション別データに基づいて決定されるため、セクションを増やすことによって卒業をより精密で適格なものにできることにある（後述）。

## **C. 3つの制度は存続**

現行の GSP と同様、新しい GSP 案でも以下の 3 つの制度は維持されることになる。

### **(i) 総則規定**

総則規定の対象国からの非センシティブ品目は従価関税（輸入品の価格に対する割合（%）として関税率を表示）の全停止（関税率 0%）、センシティブ品目は 3.5%の税軽減という恩恵を受ける。ただしセンシティブ品目では、繊維については、関税軽減率は 20%（つまり、通常関税率の 80%の税率を支払う）となる。

### **(ii) GSP プラス規定：**

GSP プラス対象国からの輸入品は、通常は軽減税率による特恵関税の対象となるにとどまるセンシティブ品目や繊維も含め、従価関税がすべて停止される。従って、GSP プラス対象国からの輸入品はすべて免税となる。ただしその条件として 27 の条約に同意してこれを実施しなければならない。

### **(iii) EBA（「武器以外のすべて」）規定：**

後発開発途上国（LDC）からの輸入品に対しては関税の完全停止が適用され、GSP プラス対象国のように特別条件を満たす必要もない。

## **D. 対象国数の大幅削減**

現行の GSP 規則では 176 の受益国があり、上記の 3 制度のいずれかによる恩恵を受けている。EU は今この数を大幅に削減し、利用可能な貿易特恵を本当に必要としているもっと少数の国に提供することを提案している。言い換えれば、主要な受益国は最貧諸国となり、ブラジルやアルゼンチンなどの新興経済国産の製品は GSP の恩恵を奪われることになる。

EU はこの措置を最貧国の支援のために行うとしているが、言うまでもなくこの措置は同時に最大の競争相手を GSP の特恵から排除することにもなるため、GSP を保護主義的な目的で利用しているとして批判もされている。

対象国の削減は、次の項目に関する条件に該当する国を除外することによって行う。

- (i) その国の所得（GNI）または
- (ii) その国の特惠アクセス規定。

このやりかた自体は何ら目新しいものではない。現行の GSP もすでに「高所得」国（今後はさらに拡大して高中所得国も含まれることになる）および何らかの特惠貿易協定（同協定の対象も拡大しており、これによっても多数の国を除外することになる）を締結している国を除外している。

## (1) 「受益国」と「有資格国」

以上に示したとおり、新 GSP 規則では「有資格国」と「受益国」を区別することになる。現行の 176 カ国はすべて、貿易特惠から除外されたとしても今後も有資格国であることに変わりはない。ある時点において一定の GNI に届かなくなった場合には、「受益国」に復帰できる。

従って、新 GSP 規則にはすべての有資格国の長いリスト（すべての開発途上国）と、それよりずっと短い受益国のリスト（(i) 総則規定による恩恵を受ける国、(ii) GSP プラス対象国および (iii) EBA 諸国）が記載されることになる。

現時点で受益国を決定するとすれば、現行の 176 カ国に対して、80 カ国ほどになるだろう。最終的なリストについては、その時点で入手可能な最新データに基づいていなければならないため、意思決定プロセスの終了時にならないとわからない。

## (2) 国民総所得（GNI）基準

規則案の第 4(a)条は、以下の場合を除き、有資格国は貿易特惠の恩恵を受けると規定している。

「受益国リストの更新直前の 3 カ年連続して世界銀行から高所得国または高中所得国に分類されている」。

これに基づいて一例を挙げれば、現在の GSP 受益国のうち次の国々が除外される可能性がある——マレーシア、サウジアラビア、カタール、クウェート、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ。これに対して、中国、インド、タイ、インドネシアなどの国は<sup>3</sup>、GNI を基準にすると引き続き受益国として残るだろう。

## (3) 同等アクセス基準

規則案第 4(b)条は、以下の場合を除き、有資格国は貿易特惠の恩恵を受けると規定している。

「実質上すべての貿易に対して GSP と同じまたはそれ以上の関税特惠を提供する特惠市場アクセス規定の恩恵を受けている」。

従って、すでに EU への特惠アクセスによる恩恵を受けている国は、それが FTA に基づ

---

<sup>3</sup> ただし、中国、タイは 2010 年から高中所得国に分類されており、遅くとも次回更新時には対象から除外される可能性がある。

くものであろうと自主的関税停止措置 (autonomous arrangement) に基づくものであろうと、GSP 特恵はもう付与されなくなる。この規定によっては、バルカン諸国 (アルバニアなど)、欧州地中海 (EuroMed) 諸国 (モロッコ、エジプトなど)、EPA を結んでいるアフリカ・カリブ海・太平洋 (ACP) 諸国、すでに EU に特恵アクセスを有している EU の海外県・海外領土 (OCT)、また将来的に、現在 FTA 交渉を進めているインドなどの国々が除外されることになる。

#### (4) 移行期間

規則案 (第 5 条) の下では、国が受益国リストから除外される場合は 1~2 年の移行期間の設定が想定されている。

- ▶ GNI に基づき除外される国の場合は 1 年
- ▶ 同等の特恵アクセスに基づく国の場合は 2 年

この移行期間の目的は、国や貿易業者に新しい状況に適応する時間を与えることである。受益国リストは毎年見直されることになる。

### E. GSP プラス——改定基準

現行の GSP 規則の下では、まず GSP プラスの有資格国となるためには第一に国は「脆弱」でなければならない。すなわち、以下の条件を満たさなければならない。

- ▶ 3 年連続で高所得国に分類されないことと、GSP 対象となる EU への輸入品の上位 5 セクション (部) が GSP 対象輸入総額の 75% 以上を占めること (=多角性基準)。および
- ▶ GSP 対象となる EU への輸入が、EU の GSP 対象輸入総額の 1% 未満であること (=輸入シェア基準)。

第二に、27 の条約を批准していなければならない。

これらの具体的な基準は、EU 市場で競争力がなく、多角化した輸出基盤をもたない国のみが有資格国となることを確保すると同時に、27 条約の批准を通じて持続可能性とグッドガバナンスを約束することを目的としている。

規則案における主要な変更は、上述の輸入シェア基準の 1% が 2% に引き上げられることである。さらに、上述の多角性基準の 5 セクション (部) ・ルールは 7 セクション (部) に変更になっている。すなわち、GSP 対象輸入品の上位 7 セクション (部) のシェアが輸入総額の 75% を占めなくてはならないということになる。ただし、これについては GSP のセクション (部) が増えること (21 のうちの 5 に対し、32 のうちの 7 になる) を踏まえる必要がある。言い換えれば、新規則案の下でこれら輸入シェア基準を満たすことは従来より容易なはずである。

この条件の緩和の結果、パキスタン、フィリピン、ウクライナなどの国が GSP プラス対象国となる可能性がある。特にパキスタンは、競争の観点 (特に繊維) から、人権/テロリズム (条約の締結) の観点からも GSP プラス受益国となるには問題が多いと見られている。

GSP プラス諸国は、27 条約の実施および遵守に関して、関係国際機関と十分協力しなければならない。規則案では、強化された履行状況の管理および監視、ならびに特惠制度からの一時的排除のための迅速化手続きが盛り込まれる予定。現行規則の下での GSP プラスは特定の期間にのみ申請できたが、新規則では国が基準を満たせばいつでも申請できるようになる。

さらに新しい点は、すでに後発開発途上国に対して行われているのと同様に、新規則の下では GSP プラス諸国に卒業が適用されなくなる。

## **F. 卒業**

現行規則の下では、ある国の特定の製品のセクション（部）について、競争力がありすぎる場合に、関税特惠から除外することが認められている。これを「卒業」と呼んでいる。現時点での卒業の基準は、その製品が以下の条件を満たした場合となっている。

- 当該国から EU に輸入する GSP 対象のあるセクション（部）の製品の平均輸入額が、すべての受益国からの同じ製品の輸入価値の 15%（繊維製品については 12.5%）を 3 年連続して超える。ただし以下の場合を除く。
- 上述のセクション（部）が、当該国から EU に輸入されるすべての GSP 対象輸入額の 50%を超える場合。

言い換えれば、15%という上限に達しても、多角化が全く進んでいない（輸出が一部門に集中している）極端なケースにおいては、当該国の経済の大きな柱を崩壊させかねないため、卒業は適用されない。

規則案の下では、上述の比率 15%、12.5%はそれぞれ 17.5%と 14.5%に引き上げられ、より卒業が適用されにくくなっている。

他方、2 番目の 50%要件は撤回され、卒業が認められやすくなっている。従って、ある一定の製品セクション（部）に大きく依存している国であっても、卒業が適用される可能性があることになる。製品セクション（部）数が増やされてより特定されたことから、（部門別の適用除外である）卒業の対象はより絞られることにもなるし、また一つのセクション（部）内の製品がより同質的であることから、客観的ともなる。

規則案は卒業からの復帰（de-graduation）について何も触れていないが、現在は卒業している製品セクション（部）が新しい卒業基準を満たさない場合には、再び貿易特惠の恩恵を受けられるとも言うる。

卒業が提案されるセクション（部）を示したリストは、新規則と一緒に発効できるよう、新規則が発効する前に確定される。こうしたリストは 3 年に 1 回見直されることになる。卒業は直近 3 年間で基準に判断される。

## **G. 後発開発途上国のための EBA**

後発開発途上国向けの「武器以外のすべて（EBA）」の制度は変わらず残る。後発開発途

上国からの輸入品は、武器・弾薬を除くすべての物品について、今後も引き続き関税および数量割当を免除される。

欧州委員会は、受益国が減って後発開発途上国に対する競争圧力もその分なくなることから、後発開発途上国の立場は強化されると主張している。

## H. その他の変更

新 GSP は一般セーフガード条項を含み（現行規則と同様）、また条件を満たさなくなった場合の GSP プラスの撤回を規定しているが、新 GSP の新たな規定ではまた、以下のような例において GSP が撤回される可能性も示している：

- 反テロリズムやマネーロンダリングに関する国際条約の不遵守
- 重大かつ体系的で不公正な貿易慣行（原材料の供給に影響し、EU の産業に悪影響を及ぼす慣行など）

しかし、GSP のような開発のための手段において上記のような問題を取り扱うべきなのか、他の手段に委ねるべきではないのかという点については、疑問が呈されている。

最後に、過去数十年のように 3 年ごとに新たな GSP 規則を設けるのではなく、新規則は無期限にしてより長い期間に適用されることになる（ただし当然ながら、卒業、GSP プラス、受益国リストは定期的に見直される）。こうすることによって安定性と予見可能性が確保できるとされている。

## 2. 提案の状況と次の段階

現在規則案は欧州議会と理事会の審議にかけられており、いわゆる「通常立法手続」（欧州委が欧州議会と理事会双方に提案を提出する、従来共同決定手続と呼ばれていた手続き）のもとで議論、修正、最終的に承認されることになる。

欧州議会は多くの修正を提案しており（2011 年 12 月の報告書案<sup>4</sup>に掲載されている）、第 1 読会における自らの立場を採択しなければならない。現在のところ採択は 2012 年に予定されており、その後理事会に移ることになる。

現在欧州議会が提案している主な修正は次の通りである。

対象国の削減およびその削減基準に対する修正はない。欧州議会は、すでに他の取決めを通じて GSP と同等の EU への市場アクセスを有する国を除外することは問題としていないし、世界銀行の GNI 指数は確かに客観的で安定しており、国際的に認められているとみなしている。ただし欧州議会は受益国の削減を踏まえて次のことを提案している：

- 総則規定に基づく減税率を 3.5% から 4% に上げる。今回最も競争力の高い国の多くが制度の対象外となるため、減税率を高める余地があると考えられる。

---

<sup>4</sup>

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+COMPARL+PE-473.824+02+DOC+PDF+V0//EN&language=EN>

- 上記と全く同じ理由により、対象製品を幾分拡大し、製品を 14 品目追加（アンモニウム酸化物、塩、タグステンからマグネシウム、チタニウムまで）することを提案している。これらは引き続き制度の対象となる国にとって無視できない価値を持つと言われている。
- GNI に基づいて制度から除外される国の移行期間を 1 年から 2 年に延ばす。

欧州委は次の GSP を無期限にすることを提案しているが、欧州議会は適用期間を 10 年にすることを提案している（現状に比べるとこれでもすでに大きな改善だと欧州議会は考えている）。

その他の修正はほとんどが透明性、報告、手続の問題に関連している。

新たな卒業規定に関する修正は提出されていない（卒業に用いる統計データを定期的に公表するという提案を除く）。欧州議会は、製品部門をより細かくしたことによって卒業の対象がより絞られることに満足を表明する一方で、多角化の進んでいない極端なケースにおいても卒業が生じることについては問題にしていない。

GSP プラスについても修正は提案されていない。

欧州議会在自らの立場を採択すれば、GSP 提案は立法手続に沿って次の段階に進む。

改正された GSP は遅くとも 2014 年 1 月 1 日から適用され、適用の 6 ヶ月前に発表されることになっている。

以 上

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル : EU の一般特惠関税 (GSP) 改革案

ジェトロでは、EU の一般特惠関税 (GSP) 改革案を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■ 質問 1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「EU の一般特惠関税 (GSP) 改革案」について、どのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■ 質問 2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■ 質問 3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■ お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～